

## 運用基準 2 1 運動・レジャー施設等の建築物【個別付議基準, 包括承認基準】

### I 建築物である運動・レジャー施設【個別付議基準】

建築物である運動・レジャー施設に係る開発行為については、次の全ての要件に該当するものであること。

- 1 予定の建築物が、次に例示するものであり、全体としては主として露天利用を目的とするものであること。
  - ① 屋根つきテニスコート  
スクール利用されるものであって、総コート数の 2 割（小数点以下切捨て）以内
  - ② ゴルフ練習場  
打席部分のみが建築物であるもの。
  - ③ バッティングセンター（単独設置でないものに限る。）  
打席及びマシーン部のみが建築物であるもの。
  - ④ オートテニス場（単独設置でないものに限る。）  
1 面のみ全面建築物可
- 2 附属建築物を建築する場合においては、当該運動・レジャー施設の管理上又は利用上必要最小限不可欠であると認められる事務室、休憩室、更衣室、便所、倉庫その他の附属建築物であり、これにふさわしい規模、構造、設計等のものであること。
- 3 用途の変更が容易でないこと。
- 4 宿泊施設を含まないこと。

### II 運動・レジャー施設等の附属建築物【包括承認基準】

既存の第二種特定工作物（都市計画法に基づく許可を受けて建設されたものを除く。）又は第二種特定工作物に該当しない運動・レジャー施設、墓園（ペット霊園を含む。）の附属建築物に係る建築行為については、申請の内容が次の全ての要件に該当するものであること。

- 1 予定の建築物が、当該施設の管理上又は利用上必要最小限不可欠であると認められる事務室、休憩室、更衣室、便所、倉庫その他の附属建築物（野球場のダッグアウトを含む。）であり、これにふさわしい規模、構造、設計等のものであること。
- 2 用途の変更が容易でないこと。
- 3 宿泊施設を含まないこと。